（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）	（法第十三条第三項の一時金の支給の申請）
第十三条の三　（略）	**第十三条の三**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を所持しているときは、当該書類	七　国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳
八・九　（略）	八・九　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（国民年金対象残留期間を有する者の申出）	（国民年金対象残留期間を有する者の申出）
第十四条　（略）	**第十四条**　（略）
2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二～六　（略）	二～六　（略）
3　（略）	3　（略）
（特例追納の申出等）	（特例追納の申出等）
第十五条　令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	**第十五条**　令第九条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
2　（略）	2　（略）
（老齢基礎年金等の額の改定の請求）	（老齢基礎年金等の額の改定の請求）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二　（略）	二　（略）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十一条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（新厚年資格取得者に係る基礎年金番号通知書に関する経過措置）	（新厚年資格取得者に係る年金手帳に関する経過措置）
第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（次項、次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。）については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を要しないものとする。	**第二条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者（次項、次条及び附則第九条において「新厚年資格取得者」という。）については、厚生年金保険法施行規則第三条の規定による年金手帳の提出を要しないものとする。